経済産業省

BIPROGY | Foresight in sight

# 非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料補足（持続可能性証明）

2026年4月1日

# 燃料の安定調達（持続可能性等）の証明について 1/2

事業者説明資料抜粋
2026/4/1更新

2024年10月発電分以降、非FITバイオマス電源に対する非化石価値認定における燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が必要です。※1　対象電源/対象燃料は以下の通りです。

| | |
|---|---|
| **対象電源** | “調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備”を除く非FITバイオマス電源<br>（調達期間/交付期間中のFIT混焼設備・FIP設備について、既にFIT・FIP制度側で各種書類を提出済みである場合は再エネ特措法において燃料の安定調達（持続可能性等）が確保されているため、改めての証明は不要とする。） |
| **対象燃料** | • 【燃料区分B】間伐材等由来の木質バイオマス<br>• 【燃料区分C】一般木質バイオマス<br>• 【燃料区分G】農作物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料 |
| **提出書類** | 次ページ参照<br>なお、いずれかの書類が提出不可の場合、燃料区分Z（再エネ指定無）での認定は可能。（その旨を「申請計画使用燃料一覧」の備考欄にて申告すること。） |
| **その他** | • ライフサイクルGHGに関する証明については、FIT/FIP制度の経過措置期間終了後、非FIT非化石価値認定においても求める予定。<br>• 農産物（固形）の燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の証明についてはFIT/FIP制度においても一定の猶予期間が設けられているため、非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においても、認定事務局の対応に準備期間を要することを踏まえ、今後要件化する想定。 |

※1　燃料の安定調達（持続可能性等）の証明が必要となった経緯および確認方法はFIT制度に準じています。
詳細は2024年3月22日第90回制度検討作業部会資料をご参照ください。（出典：経済産業省ウェブサイト）

# 燃料の安定調達（持続可能性等）の証明について 2/2

事業者説明資料抜粋
2026/4/1更新

- 認定において提出が必要な書類は以下の通りです。（今後変更となる可能性あり。）
- いずれかの書類が提出不可の場合、燃料区分B・C・Gでの認定は不可です。燃料区分Z（再エネ指定無）での認定は可能ですので、その旨を「申請計画使用燃料一覧」の備考欄にて申告ください。

| 燃料区分 | 調達元 | 申請時に提出する書類 | 様式 |
|---|---|---|---|
| 共通 | 国内外 | 燃料の安定調達（持続可能性等）誓約及び同意書<br>• 燃料の安定調達（持続可能性等）の確保の観点から、以下の内容を含む事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）の要求事項について遵守していることを約する誓約書を提出すること） | 様式１ |
| | | 燃料調達及び使用計画<br>• バイオマス発電に用いる燃料の区分、種類、量、調達事業者、調達地域、入手ルート（事業者名含む）等の調達計画及び当該燃料の使用計画を記載していること。（事業計画策定ガイドライン参照）<br>• 現地燃料調達事業者等との長期安定的な燃料調達が担保されていること | ・任意（事業者独自）フォーマット<br>・燃料安定調達契約書等の証跡 |
| | | 他事業者のバイオマスの調達に著しく影響を及ぼすことなく調達する誓約書<br>• 当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努めることを誓約すること | 様式２ |
| 木質バイオマス　共通<br>• B：間伐材等由来の木質バイオマス<br>• C：一般木質バイオマス | 国内外<br>※1 | バイオマスの由来を証明する書類 | ・『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』参照<br>（本様式に限り、提出が難しい場合には一度事務局へお問い合わせください。） |
| • C：一般木質バイオマス | 国外 | 持続可能性が証明された木材・木材製品を用いていることを証明する書類 | ・林野庁『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』参照<br>（証跡例：別ページ掲載） |
| • G：農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（液体） | 国外 | 輸入バイオマス燃料のトレーサビリティについて | 様式３ |
| | 国内 | 第三者認証機関より持続可能性が認証されたことが確認できる書類 | ・任意フォーマット<br>（証跡例：別ページ掲載） |

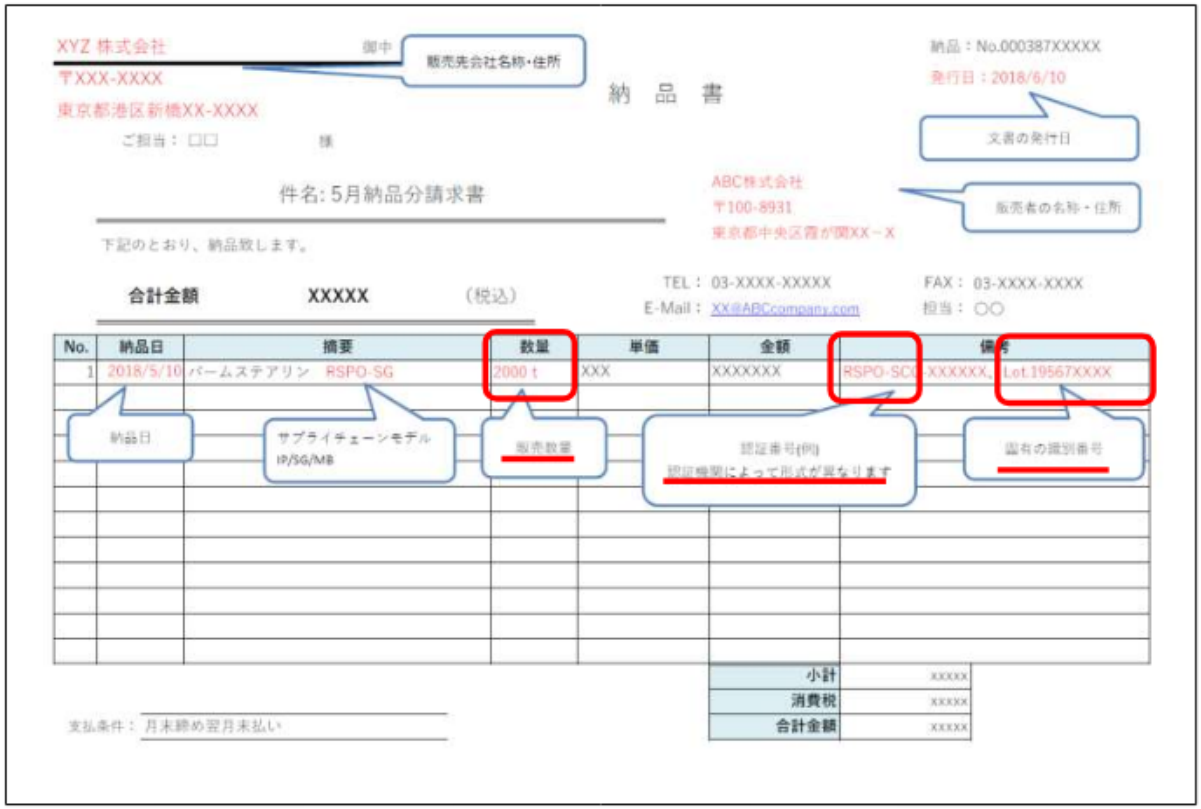
※1 国内木質バイオマスについて、調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）に対する事前の説明は非FITバイオマス電源に対する非化石価値の認定においては求めません。

# 「持続可能性が証明された木材・木材製品を用いていることを証明する書類」「第三者認証機関より持続可能性が認証されたことが確認できる書類」証跡例

資源エネルギー庁
令和元年10月第５回
バイオマス持続可能性
ワーキンググループ

## （参考）RSPO認証における燃料の証明イメージ

- RSPO認証においては、発電事業者等への納入時に、納品書に①納品日②サプライチェーンモデル③販売数量④認証番号⑤固有の識別番号を記載することで、燃料がRSPO認証を受けていることを担保している。




資源エネルギー庁令和元年10月第５回バイオマス持続可能性ワーキンググループ　バイオマス発電燃料の持続可能性に関する 確認内容・確認手段について（３）
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/pdf/005_01_00.pdf#page=12

# 燃料の安定調達（持続可能性等）に係る証跡の提出について

2025/12/24
更新

- 持続可能性の証明が求められる設備※1について、初回電力量認定申請時までに各種証跡を提出ください。※2
- 証跡の提出については原則として非FIT非化石認定ポータル上で行い、下記のいずれかのタイミングにて実施ください。

## ■ 非化石電源登録時に実施の場合

- 新たに非化石電源登録を実施する設備を対象とします。
- 非化石電源申請書登録後に非化石電源変更画面にて、持続可能性証明証跡添付欄へ必要証跡をアップロードください。

## ■ 電力量認定申請時に実施の場合

- 非化石電源登録を実施済みの設備※3、他制度にて設備IDを取得済みの設備※4、今後非化石電源登録を実施予定だが登録完了までに証跡が間に合わない設備を対象とします。
- 初回電力量認定申請時において、電力量認定申請書登録後に電力量認定変更画面にて、持続可能性証明証跡添付欄へ必要証跡をアップロードください。

※1　電力量認定申請において、バイオマス比率計算書やサンプリング証跡提出対象外設備の場合にも、持続可能性証明の対象となる燃料を使用している場合には、持続可能性等証明に係る証跡の提出が必須です。
※2　持続可能性証明の求められる設備について証跡提出ができない場合、再エネ指定無（燃料区分Z）での認定は可能です。その場合は「申請計画使用燃料一覧」の備考欄にて申告してください。
※3　自社で非化石電源登録を実施していない設備の場合、他事業者にて既に非化石電源登録を実施済みの場合は同様の扱いとなります。
※4　RPS制度、FIT制度、FIP制度等の他制度にて過去に認定を受け、当該制度においてすでに設備IDを取得済みの設備を指します。

# 燃料の安定調達（持続可能性等）に係る証跡の提出について（非化石電源登録時の場合）

- 非化石電源登録時、バイオマス設備の場合には非化石電源変更画面へ下図の通り「申請計画使用燃料一覧」および「持続可能性証跡」アップロード欄が表示されます。
- 持続可能性証明が求められる設備の場合、証明の対象となる燃料がわかるよう申請計画使用燃料一覧へ燃料名を記載ください。
- 「申請計画使用燃料一覧」「持続可能性証跡」ともに枠内の参照ボタンを押下の上必要資料を選択しアップロードを実行ください。※1※2




※1　非化石電源登録までに「持続可能性証跡」提出が間に合わない場合には次頁を参照ください。
※2　誤った証跡をアップロードし削除が必要な場合には別途事務局までお問い合わせください。

# 燃料の安定調達（持続可能性等）に係る証跡の提出について（電力量認定申請時の場合）

- 持続可能性の証明が求められる設備について、非化石電源登録時に証跡提出が完了していない場合、初回電力量認定申請時までに各種証跡を提出ください。
- バイオマス設備の場合には電力量認定変更画面へ下図の通り「申請計画使用燃料一覧」および「持続可能性証跡」アップロード欄が表示されます。
- 枠内の参照ボタンを押下の上必要資料を選択しアップロードを実行ください。※1




※1　誤った証跡をアップロードし削除が必要な場合には別途事務局までお問い合わせください。